

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月25日
【四半期会計期間】	第90期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 青柳 俊一
【本店の所在の場所】	千葉市美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	千葉（043）243局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 田中 宏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	東京（03）5695局1511番（代表）
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 鈴木 和弘
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 （東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度
		中間連結会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	中間連結会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	中間連結会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	27,168	25,986	25,934	53,810	52,424
連結経常利益	百万円	3,283	3,369	4,985	6,301	6,736
連結中間純利益	百万円	2,785	4,146	4,129		
連結当期純利益	百万円				5,432	7,436
連結中間包括利益	百万円		2,500	1,915		
連結包括利益	百万円					4,223
連結純資産額	百万円	119,619	125,830	128,050	124,750	127,554
連結総資産額	百万円	2,193,825	2,256,084	2,303,304	2,215,010	2,256,208
1株当たり純資産額	円	658.57	777.81	818.12	727.94	783.56
1株当たり中間純利益金額	円	54.98	81.83	81.50		
1株当たり当期純利益金額	円				79.20	118.76
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	27.54	36.10	35.95		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円				48.56	60.21
自己資本比率	%	5.39	5.51	5.49	5.56	5.59
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.78	10.04	10.50	9.78	10.22
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	23,583	19,929	17,289	40,188	59,087
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	24,996	20,938	22,127	40,375	10,520
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	1,420	1,419	1,419	1,421	5,620
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	26,288	25,093	29,722	27,460	70,439
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,470 [1,111]	1,507 [1,082]	1,472 [1,109]	1,438 [1,101]	1,452 [1,096]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

5. 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

6. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」
(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月		第88期中 平成21年9月	第89期中 平成22年9月	第90期中 平成23年9月	第88期 平成22年3月	第89期 平成23年3月
経常収益	百万円	23,037	21,750	21,692	45,506	44,020
経常利益	百万円	3,148	3,235	4,579	5,943	6,788
中間純利益	百万円	2,735	4,456	4,039		
当期純利益	百万円				5,430	7,631
資本金	百万円	57,941	57,941	57,941	57,941	57,941
発行済株式総数	千株	普通株式 50,722	普通株式 50,722	普通株式 50,722	普通株式 50,722	普通株式 50,722
		優先株式 23,400	優先株式 23,400	優先株式 23,400	優先株式 23,400	優先株式 23,400
純資産額	百万円	115,719	122,117	123,949	120,697	123,710
総資産額	百万円	2,164,661	2,232,463	2,285,101	2,188,232	2,235,383
預金残高	百万円	1,985,246	2,027,307	2,102,567	2,007,015	2,056,282
貸出金残高	百万円	1,513,474	1,544,471	1,599,087	1,530,549	1,566,881
有価証券残高	百万円	485,869	520,100	523,910	504,255	504,306
1株当たり中間純利益金額	円	53.99	87.96	79.72		
1株当たり当期純利益金額	円				79.15	122.60
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	27.04	38.80	35.17		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円				48.53	61.91
1株当たり配当額	円	普通株式 -	普通株式 -	普通株式 -	普通株式 -	普通株式 -
		第一回第一種	第一回第一種	第一回第一種	第一回第一種	第一回第一種
		優先株式 -	優先株式 -	優先株式 -	優先株式 100.00	優先株式 100.00
		第二回第二種	第二回第二種	第二回第二種	第二回第二種	第二回第二種
		優先株式 -	優先株式 -	優先株式 -	優先株式 104.00	優先株式 104.00
		第三回第三種	第三回第三種	第三回第三種	第三回第三種	第三回第三種
優先株式 -	優先株式 -	優先株式 -	優先株式 45.15	優先株式 45.15		
自己資本比率	%	5.34	5.47	5.42	5.51	5.53
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.56	9.79	10.21	9.55	9.96
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,245 [926]	1,274 [899]	1,250 [921]	1,214 [921]	1,230 [914]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日～平成23年9月30日）におけるわが国経済は、東日本大震災により大きな打撃を受けた経済活動や個人消費に持ち直しの動きが見られるようになりました。一方、海外景気の下振れ懸念、歴史的な円高や株安の進行、デフレの影響等、景気が下振れするリスクが存在し、先行きは依然、不透明な状況です。また、当行グループが営業の基盤とする千葉県経済につきましても、回復の兆しが見え始めたとはいえ、中小企業を取巻く環境は依然厳しい状況で推移いたしました。

このような経営環境のなか、当行は平成23-24年度中期経営ビジョン『ちば興銀“変革・成長”戦略』をスタートさせ、各戦略施策を積極的に展開し、より一層の経営体質・財務体質の強化に取り組んでまいりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の当行グループの経営成績は次のとおりとなりました。

業容面につきましては、預金残高は、『<がんばろう千葉>定期預金チーバくん定期』等がご好評をいただき、前第2四半期連結会計期間末比737億円増加して2兆948億円となりました。貸出金残高は、中小企業新規貸出、お取引先とのリレーション強化による資金ニーズ対応、住宅ローン増強に向けた営業活動を積極的に展開した結果、前第2四半期連結会計期間末比535億円増加して1兆5,927億円となりました。有価証券残高は、前第2四半期連結会計期間末比39億円増加して5,235億円となりました。

損益面につきましては、市場金利低下の影響もあり、貸出金利息の減少や、国債等債券売却益が減少した一方で、投資信託販売手数料等の増加による役務取引等収益の増加、償却債権取立益の計上等を要因に、経常収益は前第2四半期連結累計期間比ほぼ同水準の259億34百万円となりました。経常費用は、預金利息の減少等による資金調達費用の減少や信用コストの減少によるその他経常費用の減少等により、前第2四半期連結累計期間比16億68百万円減少し209億49百万円となりました。この結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間比16億16百万円増加し49億85百万円となり、四半期純利益は前第2四半期連結累計期間比ほぼ同水準の41億29百万円となりました。

セグメント情報ごとの業績の状況につきましては、銀行業の経常収益は前第2四半期連結累計期間比58百万円減少して216億92百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比13億43百万円増加して45億79百万円、リース業の経常収益は前第2四半期連結累計期間比1億19百万円増加して40億4百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比3億25百万円増加して1億77百万円、その他の事業の経常収益は前第2四半期連結累計期間比78百万円減少して23億53百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比2億26百万円増加して4億60百万円となりました。

なお、連結自己資本比率（国内基準）は、平成22年9月末比0.46ポイント上昇して10.50%となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内業務部門で157億円、国際業務部門で2億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で158億円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門で26億円、国際業務部門で0.3億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で25億円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で0.6億円、国際業務部門で3億円となり、合計で4億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	15,562	331	101	15,792
	当第2四半期連結累計期間	15,716	223	101	15,838
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	16,985	369	200	17,154
	当第2四半期連結累計期間	16,681	250	183	16,748
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,423	37	98	1,362
	当第2四半期連結累計期間	965	26	82	909
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,394	19	33	2,341
	当第2四半期連結累計期間	2,622	31	37	2,552
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,102	51	563	3,591
	当第2四半期連結累計期間	4,350	51	548	3,854
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,708	71	530	1,249
	当第2四半期連結累計期間	1,728	83	510	1,301
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	478	252	-	731
	当第2四半期連結累計期間	66	382	-	449
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	665	517	-	1,183
	当第2四半期連結累計期間	310	382	-	692
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	187	265	-	452
	当第2四半期連結累計期間	243	-	-	243

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息を含めております。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門で43億円、国際業務部門で0.5億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で38億円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で17億円、国際業務部門で0.8億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で13億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,102	51	563	3,591
	当第2四半期連結累計期間	4,350	51	548	3,854
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	465	-	1	464
	当第2四半期連結累計期間	479	-	1	478
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	871	49	1	919
	当第2四半期連結累計期間	852	47	1	898
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	112	-	-	112
	当第2四半期連結累計期間	155	-	-	155
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	356	-	-	356
	当第2四半期連結累計期間	420	-	-	420
うち保護預り・貸金 庫業務	前第2四半期連結累計期間	113	-	0	113
	当第2四半期連結累計期間	118	-	0	118
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	859	1	529	331
	当第2四半期連結累計期間	842	3	509	336
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,708	71	530	1,249
	当第2四半期連結累計期間	1,728	83	510	1,301
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	174	8	-	183
	当第2四半期連結累計期間	171	7	-	179

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,018,308	8,998	6,227	2,021,079
	当第2四半期連結会計期間	2,092,340	10,226	7,746	2,094,820
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	983,361	-	1,927	981,433
	当第2四半期連結会計期間	1,050,484	-	3,346	1,047,137
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,027,701	-	4,300	1,023,401
	当第2四半期連結会計期間	1,033,848	-	4,400	1,029,448
うちその他	前第2四半期連結会計期間	7,245	8,998	-	16,243
	当第2四半期連結会計期間	8,007	10,226	-	18,233
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	8,070	-	-	8,070
	当第2四半期連結会計期間	6,950	-	-	6,950
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,026,378	8,998	6,227	2,029,149
	当第2四半期連結会計期間	2,099,290	10,226	7,746	2,101,770

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 相殺消去については、当行と連結子会社の内部取引を相殺消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,539,214	100.00	1,592,759	100.00
製造業	170,127	11.05	168,479	10.58
農業，林業	3,964	0.26	3,948	0.25
漁業	79	0.01	68	0.00
鉱業，採石業，砂利採取業	2,671	0.17	2,789	0.18
建設業	88,665	5.76	85,162	5.35
電気・ガス・熱供給・水道業	7,413	0.48	6,574	0.41
情報通信業	4,836	0.32	5,109	0.32
運輸業，郵便業	54,378	3.53	64,094	4.02
卸売業，小売業	186,555	12.12	189,390	11.89
金融業，保険業	56,674	3.68	57,121	3.59
不動産業，物品賃貸業	293,380	19.06	330,284	20.74
各種サービス業	168,702	10.96	165,307	10.38
地方公共団体	27,846	1.81	29,525	1.85
その他	473,918	30.79	484,904	30.44
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,539,214		1,592,759	

（注）1．「国内」とは当行及び連結子会社であります。

2．当行と連結子会社との間の内部取引は相殺消去しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純利益が49億円、貸出金の増加が313億円、預金の増加が452億円、コールローン等の増加が414億円あったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは172億円(前第2四半期連結累計期間比372億円減少)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の売却・償還による収入623億円、有価証券の取得による支出836億円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは221億円(前第2四半期連結累計期間比11億円減少)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

配当金支払14億円等により、財務活動によるキャッシュ・フローは14億円(前第2四半期連結累計期間比0億円増加)となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の現金及び現金同等物の四半期末残高は297億円(前第2四半期連結累計期間比46億円増加)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	18,071	18,080	9
経費(除く臨時処理分)	12,419	12,301	118
人件費	5,433	5,411	22
物件費	6,222	6,199	23
税金	763	690	73
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	5,651	5,779	128
のれん償却額	-	-	-
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	5,651	5,779	128
一般貸倒引当金繰入額	-	277	277
業務純益	5,651	6,056	405
うち債券関係損益	253	4	257
臨時損益	2,416	1,476	940
株式等関係損益	329	364	35
不良債権処理額	1,700	1,118	582
貸出金償却	1,584	472	1,112
個別貸倒引当金繰入額	-	510	510
その他の債権売却損等	116	134	18
償却債権取立益		410	
その他臨時損益	386	404	18
経常利益	3,235	4,579	1,344
特別損益	1,749	10	1,759
うち固定資産処分損益	7	5	2
税引前中間純利益	4,985	4,569	416
法人税、住民税及び事業税	26	28	2
法人税等調整額	502	501	1
法人税等合計	528	529	1
中間純利益	4,456	4,039	417

(注) 1. 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

5. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B）-（A）
(1) 資金運用利回	1.61	1.53	0.08
（イ）貸出金利回	1.89	1.76	0.13
（ロ）有価証券利回	1.04	1.15	0.11
(2) 資金調達原価	1.33	1.23	0.10
（イ）預金等利回	0.11	0.07	0.04
（ロ）外部負債利回	2.11	1.57	0.54
(3) 総資金利鞘	-	0.28	0.02

（注）1. 「国内業務部門」とは円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B）-（A）
業務純益ベース （一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	9.35	9.14	0.21
業務純益ベース （一般貸倒引当金繰入前）	9.35	9.14	0.21
業務純益ベース	9.35	9.58	0.23
中間純利益ベース	7.37	6.39	0.98

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
預金（末残）	2,027,307	2,102,567	75,260
預金（平残）	2,007,377	2,084,037	76,660
貸出金（末残）	1,544,471	1,599,087	54,616
貸出金（平残）	1,483,920	1,541,858	57,938

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
個人	1,601,861	1,654,824	52,963
法人	425,445	447,742	22,297
合計	2,027,307	2,102,567	75,260

（注）譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	501,889	516,032	14,143
住宅ローン残高	488,591	503,982	15,391
その他ローン残高	13,297	12,050	1,247

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,272,713	1,305,204	32,491
総貸出金残高	百万円	1,544,471	1,599,087	54,616
中小企業等貸出金比率	/ %	82.40	81.62	0.78
中小企業等貸出先件数	件	74,320	73,046	1,274
総貸出先件数	件	74,588	73,331	1,257
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.64	99.61	0.03

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	84	284	88	423
保証	424	22,439	379	20,280
計	508	22,724	467	20,704

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	57,941	57,941
	うち非累積的永久優先株	32,517	32,517
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	32,792	32,792
	利益剰余金	31,798	37,798
	自己株式()	63	64
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	1,302	1,424
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	1,295	1,038
計 (A)	122,476	128,855	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	4,962	6,037
	負債性資本調達手段等	5,500	5,500
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	5,500	5,500
	計	10,462	11,537
うち自己資本への算入額 (B)	10,462	11,537	

項目		平成22年9月30日 金額(百万円)	平成23年9月30日 金額(百万円)
控除項目	控除項目(注4) (C)	199	195
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	132,739	140,197
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,219,587	1,238,243
	オフ・バランス取引等項目	28,264	24,108
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,247,851	1,262,352
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	73,517	72,028
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,881	5,762
	計(E) + (F) (H)	1,321,369	1,334,381
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		10.04	10.50
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.26	9.65

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	57,941	57,941
	うち非累積的永久優先株	32,517	32,517
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	32,792	32,792
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	2,723	3,007
	その他利益剰余金	26,762	32,273
	その他	-	-
	自己株式（ ）	63	63
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	1,295	1,038
計（ A ）	118,861	124,913	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	3,534	4,466
	負債性資本調達手段等	5,500	5,500
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	5,500	5,500
	計	9,034	9,966
うち自己資本への算入額（ B ）	9,034	9,966	
控除項目	控除項目（注4）（ C ）	197	195
自己資本額	（ A ） + （ B ） - （ C ）（ D ）	127,698	134,684

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,205,429	1,225,245
	オフ・バランス取引等項目	28,259	24,104
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,233,689	1,249,350
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	70,603	68,967
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,648	5,517
	計(E) + (F) (H)	1,304,292	1,318,317
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.79	10.21
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.11	9.47

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	87	82
危険債権	321	325
要管理債権	50	70
正常債権	15,500	16,023

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	138,750,000
第一種優先株式	1,250,000
第二種優先株式	5,000,000
第三種優先株式	35,000,000
計	180,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	50,722,045	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1
第一回第一種優先株式 (行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等)	1,250,000	同左	-	(注)2、5
第二回第二種優先株式	5,000,000	同左	-	(注)3、5
第三回第三種優先株式 (行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等)	17,150,000	同左	-	(注)4、5
計	74,122,045	同左		

(注)1．完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

(注)2．第一回第一種優先株式については、当行普通株式の終値の平均値に基づき取得価額を算出していることから、株価の下落により、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する場合があります。取得価額は、取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値により算出され、毎年9月18日に有効な取得価額を下回る場合に修正されます。但し、取得価額の下限は1,000円であります。(下記「6．取得請求権」参照)なお、提出日現在の取得価額は下限取得価額である1,000円であるため確定しております。

下記「3．第一種の優先株式の消却」に記載のとおり、当行はいつでも第一種の優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる旨定めております。また、下記「7．金銭を対価とする取得条項」に記載のとおり、法令上可能な範囲内で第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる旨定めております。

当該優先株式の権利の行使に関する事項、及び当行の株券の売買に関する事項について、当該優先株式所有者との間において特段の取決めはありません。

提出日現在第一回第一種優先株式の取得及び普通株式の交付はありません。

第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

1．優先配当金

(1) 優先配当金

毎年3月31日現在の第一種の優先株式の株主(以下第一種の優先株主という)に対し、普通株式の株主(以下普通株主という)に先立ち第一種の優先株式1株につき100円の優先配当金を支払う。ただし、当該3月31日に終了する事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。また、平成11年9月30日を基準日とする優先中間配当金については支払わず、平成12年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき53円82銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、第一種の優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないとき

は、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第一種の優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第一種の優先株主に対し、普通株主に先立ち第一種の優先株式1株につき50円の優先中間配当を支払う。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第一種の優先株主に対し、普通株主に先立ち、第一種の優先株式1株につき4,000円を支払う。第一種の優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 第一種の優先株式の消却

当行はいつでも第一種の優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

4. 議決権

第一種の優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

5. 第一種の優先株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第一種の優先株式については株式の併合または分割を行わない。また、第一種の優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利、新株予約権付社債の割当てを受ける権利または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えない。

6. 取得請求権

第一種の優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して、自己の有する第一種の優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一種の優先株主に対して交付するものとする。

(1) 第一種の優先株主の取得を請求することができる期間

平成12年9月18日から平成26年9月16日までとする。ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会の日までの期間を除く。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式数に第一種の優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）を乗じた額を下記(3)ないし下記(5)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種の優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、平成12年9月18日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所の当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数は除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初取得価額の下限は、1,000円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成13年9月18日から平成25年9月18日までの毎年9月18日（以下それぞれ取得価額修正日という）における時価が当該取得価額修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は、当該取得価額修正日以降時価に修正されるものとする。

ただし、当該時価が1,000円（以下下限取得価額という）を下回るときは、下限取得価額に修正されるものとする。

この場合に使用する時価は、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数は除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

イ. 第一種の優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む）を次に定める算式（以下取得価額調整式という）により調整する（以下調整後の取得価額を調整後取得価額という）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ()取得価額調整式に使用する1株当たり時価(本(5)八.(i)に定義する。以下本(5)において同じ)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ)、その他の証券(以下取得請求権付株式等という)、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、その他の証券(以下取得条項付株式等という)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く)
- 調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- ()株式の分割をする場合
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式について増加する普通株式数を除く)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- ()取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(本(5)二.に定義する意味を有する。以下本()および本(5)八.()において同じ)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む)
調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- ロ. 本(5)イ.(i)ないし()に掲げる場合のほか、株式の併合、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む)に変更される。
- 八.
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日(以下調整日という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)とする。
- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整日の前日において有効な取得価額とする。
- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(本(5)イ.(i)ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない)の、基準日がない場合は調整日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く)に当該取得価額の調整の前に本(5)イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、本(5)イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、本(5)イ.()の場合には0円、本(5)イ.()の場合には価額とする。
- 二. 本(5)イ.()および本(5)八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 本(5)イ.(i)ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場

合には、本(5)イ.(i)ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

へ. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる
ときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を
必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代え
て調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

7. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当行は、平成22年9月18日以降、取締役会が別に定める日（以下取得日という）が到来したときは、法令
上可能な範囲で、第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融
庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる優先株式を
取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種の優先株主に対して交付するものとする。なお、第
一種の優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による、取得日の決定後も上記6.に定める取得
請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 当行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株式1株につき、第一種の優先株式1株当た
りの払込金額相当額（ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合または
これに類する事由があった場合には、適切に調整される）に経過優先配当金相当額（取得日において、取
得日の属する事業年度の初日（同日を含む）から取得日（同日を含む）までの日数に100円を乗じた金額
を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する）をいう。た
だし、取得日の属する事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする）
を加えた額の金銭を交付する。

8. 一斉取得

当行は、平成26年9月16日までに当行に取得されていない第一種の優先株式の全てを、平成26年9月17日
（以下一斉取得日という）をもって取得する。この場合、当行は、かかる第一種の優先株式を取得するのと引
換えに、各第一種の優先株主に対し、その有する第一種の優先株式数に第一種の優先株式1株当たりの払込
金相当額（ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する
事由があった場合には、適切に調整される）を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するも
のとする。上記「一斉取得価額」は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所
における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に相
当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する）とする。

ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が1,000円を下回るときは、一斉取得価額は1,000円とする。第一種
の優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234
条に従ってこれを取扱う。

9. 取得請求または一斉取得により発生する単元未満株式の買取り

第一種の優先株式の取得請求または一斉取得により単元未満株式が発生する場合、当行は、会社法に定め
る単元未満株式の買取請求がなされたものとしてこれを買取る。

(注) 3. 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主（以下「本優先株主」という。）に対し、普通株式に先立ち本優
先株式1株につき104円の優先配当金を支払う。ただし、平成12年8月15日から平成13年3月31日までの
229日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき65円25銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不
足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につ
き52円の優先中間配当金を支払う。ただし、平成12年度においては中間配当は行わず、優先配当金のみの支
払とする。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき4,000円
を支払う。本優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先株式の消却

(1) 当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却
することができる。

(2) 当行は、平成19年3月31日以降いつでも、本優先株式1株につき4,000円で本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

4. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない、また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6. 普通株式への転換

本優先株主は、普通株式への転換請求権を有しない、また、普通株式への一斉転換も行われぬ。

(注) 4. 第三回第三種優先株式については、当行普通株式の終値の平均値に基づき転換価額を算出していることから、株価の下落により、転換により発行すべき普通株式数が増加する場合があります。転換価額は、転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値により算出され、毎年9月30日に修正されます。但し、転換価額の下限は1,014円であります。(下記「7. 普通株式への転換」参照) また、下記「4. 本優先株式の消却」に記載のとおり、当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる旨定めております。

当該優先株式の権利の行使に関する事項、及び当行の株券の売買に関する事項について、当該優先株式所有者との間において特段の取決めはありません。

提出日現在第三回第三種優先株式の普通株式への転換はありません。

第三回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき45円15銭の優先配当金を支払う。ただし、平成12年9月30日から平成13年3月31日までの183日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき22円64銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき22円57銭の優先中間配当金を支払う。ただし、平成12年度においては、中間配当は行わず、優先配当金のみの支払とする。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3,500円を支払う。本優先株主に対しては、前記の3,500円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

4. 本優先株式の消却

当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

5. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

6. 株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない、また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

7. 普通株式への転換

(1) 転換を請求し得べき期間

平成14年9月30日から平成26年3月30日までとする。

ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(2) 転換の条件

本優先株式は下記の転換の条件で、当行の額面普通株式（以下「普通株式」という。）に転換することができる。

イ．当初転換価額

当初転換価額は、平成14年9月30日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初転換価額の下限は1,014円（以下「下限転換価額」という。）とする。

なお、上記45取引日の間に下記八．に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は八．に準じて調整される。

ロ．転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月30日から平成25年9月30日までの毎年9月30日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）における当該転換価額修正日現在における時価に修正される。ただし、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に下記八．に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は八．に準じて調整される。

ハ．転換価額の調整

(イ) 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額（下限転換価額を含む。）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

a．転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその翌日以降これを適用する。

b．株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

c．転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後の転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。

d．普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券であって、転換価額または新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 上記八．(イ)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む。）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

- (ハ) 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記八.(イ) b. ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記八.(イ)または(ロ)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は、上記八.(イ)または(ロ)に準じて調整される。
- (ニ) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその株主割当日の、また株主割当日がない場合は次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。
- a. 株式の分割を行う場合は、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日
- b. その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日
- (ホ) 転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、上記八.(イ) a. の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記八.(イ) b. の株式分割により普通株式を発行する場合は0円、上記八.(イ) c. の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額、上記八.(イ) d. の決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。
- (ヘ) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- 二. 転換により発行すべき普通株式数
- 本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。
- $$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$
- 転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- ホ. 転換により発行する株式の内容
- 株式会社千葉興業銀行額面普通株式(現在1株の額面金額500円)
- ヘ. 転換請求受付場所
- みずほ信託銀行株式会社
- ト. 転換の効力発生
- 転換の効力は、転換請求に要する書類及び本優先株式の株券が上記ヘ. に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。
- チ. 普通株式への一斉転換
- 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった本優先株式は、平成26年3月31日(以下「一斉転換日」という。)をもって、本優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ただし、当該時価が普通株式の額面金額または下限転換価額のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。
- 上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。
- リ. 期中転換または一斉転換があった場合の取扱
- 本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

又、転換により発生する単位未満株式の買取

本優先株式の転換により単位未満株式が発生する場合、当行は、商法に定める単位未満株式の買取請求がなされたものとしてこれを買取る。

(注) 5 . 第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式及び第三回第三種優先株式については、単元株式数は100株であります。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。なお、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。

上記(注) 4 . の文中の「額面普通株式」は「普通株式」、「普通株式の額面金額」は「500円」、「商法」は「旧商法」であります。

(2) 【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
第一回第一種優先株式
該当事項はありません。

第三回第三種優先株式
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	-	74,122	-	57,941,893	-	32,792,980

(6)【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2-46-1	17,150,000	23.13
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	7,916,956	10.68
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	7,916,954	10.68
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	2,158,200	2.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,904,400	2.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,602,100	2.16
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	1,588,900	2.14
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町3-216-1	1,249,700	1.68
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	926,800	1.25
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2	692,817	0.93
計		43,106,827	58.15

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	47,919	9.48
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	47,919	9.48
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	21,582	4.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	19,044	3.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	16,021	3.17
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	15,889	3.14
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町3-216-1	12,497	2.47
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	9,268	1.83
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2	6,928	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1-8-11	6,535	1.29
計		203,602	40.29

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第一種優先株式 1,250,000 第二回第二種優先株式 5,000,000 第三回第三種優先株式 17,150,000		前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 53,600		前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,522,000	505,220	同上
単元未満株式	普通株式 146,445		同上
発行済株式総数	74,122,045		
総株主の議決権		505,220	

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社千葉興業銀行	千葉市美浜区幸町 2 - 1 - 2	53,600	-	53,600	0.07
計		53,600	-	53,600	0.07

2【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

- 1．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	78,201	37,534
コールローン及び買入手形	-	42,000
買入金銭債権	11,811	11,260
商品有価証券	152	136
有価証券	7, 11 503,890	7, 11 523,545
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,561,427	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,592,759
外国為替	5 5,666	5 3,251
その他資産	7 32,358	7 31,520
有形固定資産	9 19,244	9 19,130
無形固定資産	2,272	2,423
繰延税金資産	24,274	25,087
支払承諾見返	32,049	29,111
貸倒引当金	15,141	14,455
資産の部合計	2,256,208	2,303,304
負債の部		
預金	7 2,049,534	7 2,094,820
譲渡性預金	6,780	6,950
借入金	7, 10 15,025	7, 10 15,036
外国為替	31	16
その他負債	19,506	23,485
退職給付引当金	5,166	5,389
役員退職慰労引当金	114	122
睡眠預金払戻損失引当金	445	323
支払承諾	32,049	29,111
負債の部合計	2,128,653	2,175,254
純資産の部		
資本金	57,941	57,941
資本剰余金	32,792	32,792
利益剰余金	35,088	37,798
自己株式	63	64
株主資本合計	125,759	128,469
その他有価証券評価差額金	386	1,991
その他の包括利益累計額合計	386	1,991
少数株主持分	1,408	1,572
純資産の部合計	127,554	128,050
負債及び純資産の部合計	2,256,208	2,303,304

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
経常収益	25,986	25,934
資金運用収益	17,154	16,748
(うち貸出金利息)	14,098	13,654
(うち有価証券利息配当金)	2,873	2,916
役務取引等収益	3,591	3,854
その他業務収益	1,183	692
その他経常収益	4,056	¹ 4,639
経常費用	22,617	20,949
資金調達費用	1,362	909
(うち預金利息)	1,192	782
役務取引等費用	1,249	1,301
その他業務費用	452	243
営業経費	13,059	12,894
その他経常費用	² 6,493	² 5,600
経常利益	3,369	4,985
特別利益	1,338	2
固定資産処分益	-	2
償却債権取立益	1,338	-
特別損失	8	13
固定資産処分損	7	8
減損損失	1	5
税金等調整前中間純利益	4,699	4,975
法人税、住民税及び事業税	188	304
法人税等調整額	351	405
法人税等合計	540	709
少数株主損益調整前中間純利益	4,159	4,265
少数株主利益	12	136
中間純利益	4,146	4,129

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	4,159	4,265
その他の包括利益	1,658	2,349
その他有価証券評価差額金	1,658	2,349
中間包括利益	2,500	1,915
親会社株主に係る中間包括利益	2,527	1,751
少数株主に係る中間包括利益	26	164

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	57,941	57,941
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	57,941	57,941
資本剰余金		
当期首残高	32,792	32,792
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	32,792	32,792
利益剰余金		
当期首残高	29,071	35,088
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,419	1,419
中間純利益	4,146	4,129
当中間期変動額合計	2,727	2,710
当中間期末残高	31,798	37,798
自己株式		
当期首残高	63	63
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	63	64
株主資本合計		
当期首残高	119,742	125,759
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,419	1,419
中間純利益	4,146	4,129
自己株式の取得	0	0
当中間期変動額合計	2,726	2,710
当中間期末残高	122,469	128,469

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,586	386
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,619	2,378
当中間期変動額合計	1,619	2,378
当中間期末残高	1,966	1,991
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,586	386
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,619	2,378
当中間期変動額合計	1,619	2,378
当中間期末残高	1,966	1,991
少数株主持分		
当期首残高	1,421	1,408
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	26	164
当中間期変動額合計	26	164
当中間期末残高	1,394	1,572
純資産合計		
当期首残高	124,750	127,554
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,419	1,419
中間純利益	4,146	4,129
自己株式の取得	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	1,646	2,213
当中間期変動額合計	1,080	496
当中間期末残高	125,830	128,050

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,699	4,975
減価償却費	943	956
減損損失	1	5
貸倒引当金の増減()	1,244	685
退職給付引当金の増減額(は減少)	83	223
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3	7
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	121	121
資金運用収益	17,154	16,748
資金調達費用	1,362	909
有価証券関係損益()	75	368
為替差損益(は益)	60	119
固定資産処分損益(は益)	7	5
商品有価証券の純増()減	52	16
貸出金の純増()減	13,939	31,332
預金の純増減()	20,004	45,285
譲渡性預金の純増減()	3,180	170
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	137	10
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	208	50
コールローン等の純増()減	5,577	41,448
外国為替(資産)の純増()減	277	2,414
外国為替(負債)の純増減()	5	14
資金運用による収入	17,257	16,869
資金調達による支出	1,822	1,139
その他	1,671	2,540
小計	20,066	16,901
法人税等の支払額	136	387
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,929	17,289
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	172,253	83,674
有価証券の売却による収入	91,023	45,172
有価証券の償還による収入	61,040	17,146
有形固定資産の取得による支出	448	304
有形固定資産の売却による収入	0	15
無形固定資産の取得による支出	300	482
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,938	22,127
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	1,419	1,419
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,419	1,419
現金及び現金同等物に係る換算差額	60	119
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,367	40,717
現金及び現金同等物の期首残高	27,460	70,439
現金及び現金同等物の中間期末残高	25,093	29,722

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
連結子会社 4社 ちば興銀カードサービス株式会社 ちば興銀ビジネスサービス株式会社 千葉総合リース株式会社 ちば興銀コンピュータソフト株式会社	

2. 持分法の適用に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
該当事項はありません。	

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
連結子会社の中間決算日は親会社と同一であります。	

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
該当事項はありません。	

5. 会計処理基準に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	
(4) 減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：17年～50年 その他：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。	

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>
<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は47,566百万円(前連結会計年度末は65,393百万円)であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年及び13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(4,863百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>
<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(10) リース取引の処理方法 (借主側) 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸主側) リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p>

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は49百万円(前中間連結会計期間は45百万円)増加しております。
(11) 重要な収益及び費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
(12) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
(14) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,254百万円、延滞債権額は39,781百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は181百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,543百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,760百万円であります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,683百万円であります。</p> <p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、750百万円であります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,528百万円、延滞債権額は40,778百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は48百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,005百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,361百万円あります。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,279百万円あります。</p> <p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、375百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">35,140百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">282百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券50,739百万円及びその他資産55百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3百万円及び保証金は1,891百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、428,436百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが335,456百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">21,066百万円</p> <p>10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,500百万円が含まれております。</p> <p>11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は24,931百万円であります。</p>	有価証券	35,140百万円	担保資産に対応する債務		預金	282百万円	借入金	2,000百万円	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">34,786百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">348百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券49,879百万円及びその他資産55百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3百万円及び保証金は1,849百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、407,383百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが350,973百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">21,565百万円</p> <p>10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,500百万円が含まれております。</p> <p>11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は27,397百万円あります。</p>	有価証券	34,786百万円	担保資産に対応する債務		預金	348百万円	借入金	2,000百万円
有価証券	35,140百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	282百万円																
借入金	2,000百万円																
有価証券	34,786百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	348百万円																
借入金	2,000百万円																

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
2. その他経常費用には、貸出金償却1,584百万円、貸倒引当金繰入額847百万円及び株式等償却385百万円を含んでおります。	1. その他経常収益には、償却債権取立益462百万円を含んでおります。 2. その他経常費用には、貸出金償却472百万円、貸倒引当金繰入額660百万円及び株式等償却20百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	50,722	-	-	50,722	
第一回第一種優先株式	1,250	-	-	1,250	
第二回第二種優先株式	5,000	-	-	5,000	
第三回第三種優先株式	17,150	-	-	17,150	
合計	74,122	-	-	74,122	
自己株式					
普通株式	51	0	-	52	(注)
合計	51	0	-	52	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	第一回第一種 優先株式	125	100	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第二回第二種 優先株式	520	104	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第三回第三種 優先株式	774	45.15	平成22年3月31日	平成22年6月30日

当中間連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	50,722	-	-	50,722	
第一回第一種優先株式	1,250	-	-	1,250	
第二回第二種優先株式	5,000	-	-	5,000	
第三回第三種優先株式	17,150	-	-	17,150	
合計	74,122	-	-	74,122	
自己株式					
普通株式	53	0	-	53	(注)
合計	53	0	-	53	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	第一回第一種 優先株式	125	100	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	第二回第二種 優先株式	520	104	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	第三回第三種 優先株式	774	45.15	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年9月30日現在	平成23年9月30日現在
現金預け金勘定	現金預け金勘定
32,920	37,534
定期預け金	定期預け金
5,000	5,000
その他預け金	その他預け金
2,826	2,812
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
25,093	29,722

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	17	15	-	2
無形固定資産	-	-	-	-
合計	17	15	-	2

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	17	16	-	1
無形固定資産	-	-	-	-
合計	17	16	-	1

2. 未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	3	3
1年超	5	3
合計	8	6

3. リース資産減損勘定期末残高

前連結会計年度(平成23年3月31日)

リース資産減損勘定年度末残高 - 百万円

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

リース資産減損勘定中間連結会計期間末残高 - 百万円

4. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	2	1
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	0	0
支払利息相当額	0	0
減損損失	-	-

5. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

6. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(貸主側)

転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で(中間)連結貸借対照表に計上している額

リース投資資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
その他資産	517	461

リース債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
その他負債	508	456

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	78,201	78,084	117
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	152	152	-
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	34,911	34,529	382
其他有価証券	466,627	466,627	-
(4) 貸出金 貸倒引当金(*1)	1,561,427 12,292		
	1,549,134	1,561,722	12,587
資産計	2,129,028	2,141,115	12,087
(1) 預金	2,049,534	2,049,996	461
負債計	2,049,534	2,049,996	461
デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	406	406	-
デリバティブ取引計	406	406	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引くことにより算定しております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、発行体の信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものは、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価

証券」は2,896百万円増加、「繰延税金資産」は1,168百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,727百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による事業性貸出は、債務者の内部格付及び期間に基づく区分ごとに、保全を考慮した予想デフォルト率により算出した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローン及び消費者ローンは、期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する表示利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	2,348
組合出資金(*2)	2
合計	2,351

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

当中間連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	37,534	37,313	221
(2) コールローン及び買入手形	42,000	42,000	-
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	136	136	-
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	37,380	36,966	413
其他有価証券	483,826	483,826	-
(5) 貸出金 貸倒引当金（*1）	1,592,759 12,155		
	1,580,603	1,592,829	12,226
資産計	2,181,481	2,193,072	11,591
(1) 預金	2,094,820	2,095,146	326
負債計	2,094,820	2,095,146	326
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの	423	423	-
デリバティブ取引計	423	423	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引くことにより算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信

託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、発行体の信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものは、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は857百万円増加、「繰延税金資産」は346百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は511百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による事業性貸出は、債務者の内部格付及び期間に基づく区分ごとに、保全を考慮した予想デフォルト率により算出した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローン及び消費者ローンは、期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する表示利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	2,335
組合出資金(*2)	2
合計	2,338

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	6,980	7,315	335
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	19,894	20,107	213
	その他	-	-	-
	小計	26,874	27,423	548
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	5,037	4,924	112
	その他	3,000	2,181	818
	小計	8,037	7,105	931
合計		34,911	34,529	382

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,613	6,616	1,996
	債券	272,451	267,083	5,367
	国債	121,210	118,694	2,516
	地方債	33,903	33,076	826
	短期社債	-	-	-
	社債	117,337	115,312	2,025
	その他	28,611	27,457	1,154
	小計	309,676	301,158	8,518
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,124	7,663	1,539
	債券	106,493	107,055	561
	国債	78,640	79,059	419
	地方債	11,322	11,404	81
	短期社債	-	-	-
	社債	16,530	16,591	60
	その他	44,332	50,793	6,461
	小計	156,950	165,512	8,562
合計		466,627	466,671	43

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」とい

う。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、766百万円（うち、株式599百万円、その他167百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりです。

時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合

時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落、且つ過去1年間の平均時価が40%以上下落した状態にある場合

当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えるもの	国債	6,983	7,291	308
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	22,772	23,006	234
	その他	-	-	-
	小計	29,755	30,298	542
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	4,625	4,521	103
	その他	3,000	2,147	853
	小計	7,625	6,668	956
合計		37,380	36,966	413

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えるもの	株式	7,288	5,359	1,929
	債券	338,020	332,787	5,233
	国債	155,618	154,180	1,438
	地方債	46,217	44,786	1,430
	短期社債	-	-	-
	社債	136,184	133,819	2,364
	その他	14,441	14,195	246
	小計	359,750	352,341	7,409
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えないもの	株式	6,338	7,830	1,492
	債券	62,851	63,060	208
	国債	59,429	59,626	197
	地方債	1,093	1,097	4
	短期社債	-	-	-
	社債	2,328	2,336	7
	その他	54,885	64,205	9,319
	小計	124,075	135,096	11,020
合計		483,826	487,438	3,611

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、20百万円（株式20百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりです。

時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合

時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落、且つ過去1年間の平均時価が40%以上下落した状態にある場合

（金銭の信託関係）

前連結会計年度

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年3月31日現在）
該当事項はありません。

当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年9月30日現在）
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	43
その他有価証券	43
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	550
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	506
(-)少数株主持分相当額	119
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	386

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,611
その他有価証券	3,611
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	1,768
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,843
(-)少数株主持分相当額	148
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	1,991

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	48,792	43,313	893	893
	受取変動・支払固定	48,792	43,313	532	532
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	1,136	686	2	2	
買建	1,136	686	2	2	
	合計			360	360

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	79,287	62,215	36	36
	為替予約				
	売建	1,708	-	5	5
	買建	1,140	-	15	15
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計			45	45

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）
該当事項はありません。

当中間連結会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	41,089	38,464	863	863
	受取変動・支払固定	41,089	38,464	536	536
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	1,226	826	1	1	
買建	1,226	826	1	1	
	合計			327	327

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	76,344	50,278	32	32
	為替予約				
	売建	1,554	-	54	54
	買建	6,831	-	8	8
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計			96	96

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行本体における銀行業務を中心に、各連結子会社においてリース業務、信用保証業務及びクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは、当行及び連結子会社を基礎とした金融サービスに係る事業別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務など、総合的に銀行業務を行っております。「リース業」は、リース業務を営んでおります。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	21,550	3,636	25,186	800	25,986	-	25,986
セグメント間の内部経常収益	200	248	448	1,631	2,080	2,080	-
計	21,750	3,884	25,635	2,432	28,067	2,080	25,986
セグメント利益又は損失()	3,235	147	3,087	233	3,321	47	3,369
セグメント資産	2,232,463	19,376	2,251,840	20,540	2,272,381	16,297	2,256,084
セグメント負債	2,110,345	18,377	2,128,723	18,031	2,146,755	16,501	2,130,253
その他の項目							
減価償却費	825	23	849	12	862	81	943
資金運用収益	17,221	4	17,225	100	17,325	171	17,154
資金調達費用	1,303	125	1,428	3	1,432	69	1,362
特別利益	1,758	0	1,758	-	1,758	419	1,338
(貸倒引当金戻入益)	(426)	(-)	(426)	(-)	(426)	(426)	(-)
(償却債権取立益)	(1,331)	(0)	(1,332)	(-)	(1,332)	(6)	(1,338)
特別損失	8	-	8	0	8	-	8
(固定資産処分損)	(7)	(-)	(7)	(0)	(7)	(-)	(7)
(減損損失)	(1)	(-)	(1)	(-)	(1)	(-)	(1)
税金費用	528	61	467	75	542	2	540
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	913	65	979	55	1,034	27	1,006

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおりません。
3. 調整額は、主にセグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行本体における銀行業務を中心に、各連結子会社においてリース業務、信用保証業務及びクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは、当行及び連結子会社を基礎とした金融サービスに係る事業別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務など、総合的に銀行業務を行っております。「リース業」は、リース業務を営んでおります。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	21,505	3,738	25,244	690	25,934	-	25,934
セグメント間の内部経常収益	186	265	451	1,662	2,114	2,114	-
計	21,692	4,004	25,696	2,353	28,049	2,114	25,934
セグメント利益	4,579	177	4,757	460	5,218	232	4,985
セグメント資産	2,285,101	20,376	2,305,477	16,704	2,322,181	18,876	2,303,304
セグメント負債	2,161,151	19,268	2,180,420	13,683	2,194,103	18,848	2,175,254
その他の項目							
減価償却費	851	23	875	46	922	34	956
資金運用収益	16,826	4	16,830	81	16,911	163	16,748
資金調達費用	850	117	968	3	971	61	909
特別利益	2	-	2	1	4	1	2
(固定資産処分益)	(2)	(-)	(2)	(-)	(2)	(-)	(2)
特別損失	13	-	13	0	13	-	13
(固定資産処分損)	(8)	(-)	(8)	(0)	(8)	(-)	(8)
(減損損失)	(5)	(-)	(5)	(-)	(5)	(-)	(5)
税金費用	529	73	603	107	710	1	709
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,058	18	1,076	12	1,089	68	1,020

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおりません。
3. 調整額は、主にセグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	14,262	3,788	3,636	4,300	25,986

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	14,286	3,511	3,738	4,397	25,934

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

記載すべき重要な事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

記載すべき重要な事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	783.56	818.12
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	127,554	128,050
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	87,852	86,597
うち少数株主持分	百万円	1,408	1,572
うち優先株式払込金額	百万円	85,025	85,025
うち優先配当額	百万円	1,419	-
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	39,701	41,452
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	50,668	50,668

2 . 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	81.83	81.50
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	4,146	4,129
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	4,146	4,129
普通株式の期中平均株式数	千株	50,669	50,668
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	36.10	35.95
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	64,196	64,196
うち優先株式	千株	64,196	64,196
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	77,994	37,182
コールローン	-	42,000
買入金銭債権	11,811	11,260
商品有価証券	152	136
有価証券	1, 8, 12 504,306	1, 8, 12 523,910
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,566,881	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,599,087
外国為替	6 5,666	6 3,251
その他資産	8 12,634	8 11,533
有形固定資産	10 19,095	10 19,060
無形固定資産	1,867	2,087
繰延税金資産	23,832	24,570
支払承諾見返	21,404	20,704
貸倒引当金	10,263	9,683
資産の部合計	2,235,383	2,285,101
負債の部		
預金	8 2,056,282	8 2,102,567
譲渡性預金	6,780	6,950
借入金	8, 11 7,500	8, 11 7,500
外国為替	31	16
その他負債	14,162	17,782
未払法人税等	222	118
リース債務	1,063	1,196
その他の負債	12,876	16,467
退職給付引当金	5,004	5,234
役員退職慰労引当金	64	73
睡眠預金払戻損失引当金	445	323
支払承諾	21,404	20,704
負債の部合計	2,111,673	2,161,151
純資産の部		
資本金	57,941	57,941
資本剰余金	32,792	32,792
資本準備金	32,792	32,792
利益剰余金	32,660	35,280
利益準備金	2,723	3,007
その他利益剰余金	29,937	32,273
繰越利益剰余金	29,937	32,273
自己株式	63	63
株主資本合計	123,331	125,951
その他有価証券評価差額金	378	2,002
評価・換算差額等合計	378	2,002
純資産の部合計	123,710	123,949
負債及び純資産の部合計	2,235,383	2,285,101

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	21,750	21,692
資金運用収益	17,221	16,826
(うち貸出金利息)	14,068	13,634
(うち有価証券利息配当金)	2,970	3,014
役務取引等収益	3,201	3,467
その他業務収益	1,183	692
その他経常収益	143	¹ 705
経常費用	18,515	17,112
資金調達費用	1,303	850
(うち預金利息)	1,195	784
役務取引等費用	1,779	1,811
その他業務費用	452	243
営業経費	² 12,881	² 12,774
その他経常費用	³ 2,097	³ 1,432
経常利益	3,235	4,579
特別利益	1,758	2
特別損失	8	13
税引前中間純利益	4,985	4,569
法人税、住民税及び事業税	26	28
法人税等調整額	502	501
法人税等合計	528	529
中間純利益	4,456	4,039

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	57,941	57,941
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	57,941	57,941
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	32,792	32,792
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	32,792	32,792
資本剰余金合計		
当期首残高	32,792	32,792
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	32,792	32,792
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	2,439	2,723
当中間期変動額		
剰余金の配当	283	283
当中間期変動額合計	283	283
当中間期末残高	2,723	3,007
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	24,009	29,937
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,703	1,703
中間純利益	4,456	4,039
当中間期変動額合計	2,753	2,336
当中間期末残高	26,762	32,273
利益剰余金合計		
当期首残高	26,448	32,660
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,419	1,419
中間純利益	4,456	4,039
当中間期変動額合計	3,037	2,620
当中間期末残高	29,486	35,280
自己株式		
当期首残高	62	63
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	63	63

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本合計		
当期首残高	117,120	123,331
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,419	1,419
中間純利益	4,456	4,039
自己株式の取得	0	0
当中間期変動額合計	3,037	2,619
当中間期末残高	120,157	125,951
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,576	378
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,616	2,380
当中間期変動額合計	1,616	2,380
当中間期末残高	1,960	2,002
評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,576	378
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,616	2,380
当中間期変動額合計	1,616	2,380
当中間期末残高	1,960	2,002
純資産合計		
当期首残高	120,697	123,710
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,419	1,419
中間純利益	4,456	4,039
自己株式の取得	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,616	2,380
当中間期変動額合計	1,420	239
当中間期末残高	122,117	123,949

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：17年～50年 その他：3年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は47,566百万円（前事業年度末は65,393百万円）であります。

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年及び13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異（4,863百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	<p>為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
	<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1. 関係会社の株式総額 733百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は883百万円、延滞債権額は37,698百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は181百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,532百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は43,295百万円あります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,683百万円あります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 733百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,135百万円、延滞債権額は38,969百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は48百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,994百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,147百万円あります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,279百万円あります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、750百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="199 405 754 544"> <tr> <td>有価証券</td> <td>35,140百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>282百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>2,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券50,739百万円及びその他資産55百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3百万円及び保証金は1,863百万円であります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、423,416百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが335,456百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 20,918百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,500百万円が含まれております。</p> <p>12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は24,931百万円であります。</p>	有価証券	35,140百万円	担保資産に対応する債務		預金	282百万円	借入金	2,000百万円	<p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、375百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="853 405 1409 544"> <tr> <td>有価証券</td> <td>34,786百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>348百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>2,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券49,879百万円及びその他資産55百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3百万円及び保証金は1,821百万円であります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、402,493百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが350,973百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 21,428百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,500百万円が含まれております。</p> <p>12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は27,397百万円あります。</p>	有価証券	34,786百万円	担保資産に対応する債務		預金	348百万円	借入金	2,000百万円
有価証券	35,140百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	282百万円																
借入金	2,000百万円																
有価証券	34,786百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	348百万円																
借入金	2,000百万円																

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 542百万円 無形固定資産 283百万円</p> <p>3. その他経常費用には、貸出金償却1,584百万円及び株式等償却385百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、償却債権取立益410百万円を含んでおります。</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 598百万円 無形固定資産 253百万円</p> <p>3. その他経常費用には、貸出金償却472百万円、貸倒引当金繰入額233百万円及び株式等償却20百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	51	0	-	52	(注)
合計	51	0	-	52	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	53	0	-	53	(注)
合計	53	0	-	53	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	583	447	-	136
無形固定資産	-	-	-	-
合計	583	447	-	136

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末残高相当額
有形固定資産	505	422	-	83
無形固定資産	-	-	-	-
合計	505	422	-	83

2. 未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	106	73
1年超	44	19
合計	150	92

3. リース資産減損勘定期末残高

前事業年度(平成23年3月31日)

リース資産減損勘定年度末残高 - 百万円

当中間会計期間(平成23年9月30日)

リース資産減損勘定中間会計期間末残高 - 百万円

4. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:百万円)

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	101	61
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	88	53
支払利息相当額	7	3
減損損失	-	-

5. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

6. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	733
関連会社株式	-
合計	733

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	733
関連会社株式	-
合計	733

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	87.96	79.72
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	4,456	4,039
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	4,456	4,039
普通株式の期中平均株式数	千株	50,669	50,668
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	38.80	35.17
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	64,196	64,196
うち優先株式	千株	64,196	64,196
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

株式会社 千葉興業銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

株式会社 千葉興業銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第90期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。